資料 4-1

公文書館における歴史的公文書の利用に係る考え方について

公文書館：公文書館法（昭和 62 年法律第 115 号）第 4 条
歴史資料として重要な公文書等を保存し、**閲覧に供する**とともに、これに関連する調査研究を行うことを目的とする施設

公文書の開示の意義

仙台市情報公開条例（平成 12 年条例第 80 号）第 1 条

市が市政に関し市民に説明する責務を全うするようにするとともに、市民の的確な理解と批判の下にある公正で民主的な市政の推進に資する

公文書等の管理に関する法律（平成 20 年法律第 66 号）第 1 条

行政が適正かつ効率的に運営されるようにするとともに、国及び独立行政法人等の有するその諸活動を現在及び将来の国民に説明する責務が全うされるようにする

仙台市条例案

何人も、この条例の定めるところにより、前条の目録の記載に従い、市長に対して歴史的公文書の利用の請求をすることができる。

市長は、利用請求があったときは、次に掲げる場合を除き、当該利用請求に応じるものとする。

↓

非現用になった文書であっても、*歴史性以上に一般の利用になじまない情報が記録されていると解される文書である場合*、及び*物理的に利用することが困難である場合*については、現用文書から引き続き利用制限を受ける情報として取り扱う。

一般の利用になじまない情報が記録されていると解される文書の考え方については、「仙台市情報公開条例」に規定する公開制限事由を基本として、非現用文書となったことや時間が経過していることを考慮して基準を設けることとする。

【仙台市情報公開条例の公開制限事由】

制限項目	内容
法令秘情報	法令若しくは他の条例の定めるところ又は実施機関が法令上従う義務を有する国の機関等の指示により、公にすることができないと認められる情報
個人情報	個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であって、特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。 イ　法令等の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報 ロ　人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報

	ハ　当該個人が公務員等である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職、氏名及び当該職務遂行の内容に係る部分
法人情報	法人その他の団体（国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人を除く。）に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、次に掲げるもの。ただし、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報を除く。 イ　公にすることにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの ロ　実施機関の要請を受けて、公にしないとの条件で任意に提供されたものであって、法人等又は個人における通例として公にしないこととされているものその他の当該条件を付することが当該情報の性質、当時の状況等に照らして合理的であると認められるもの
公共安全・秩序維持情報	公にすることにより、人の生命、身体又は財産の保護、犯罪の予防又は捜査その他の公共の安全と秩序の維持に支障が生ずるおそれがある情報
審議・検討・協議情報	市の機関並びに国、独立行政法人等、他の地方公共団体及び地方独立行政法人の内部又は相互間における審議、検討又は協議に関する情報であって、公にすることにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に市民の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に不当に利益を与え若しくは不利益を及ぼすおそれがあるもの
行政運営情報	市の機関又は国、独立行政法人等、他の地方公共団体若しくは地方独立行政法人が行う事務又は事業に関する情報であって、公にすることにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの イ　監査、検査、取締り又は試験に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれ ロ　契約、交渉又は争訟に係る事務に関し、市又は国、独立行政法人等、他の地方公共団体若しくは地方独立行政法人の財産上の利益又は当事者としての地位を不当に害するおそれ ハ　調査研究に係る事務に関し、その公正かつ能率的な遂行を不当に阻害するおそれ ニ　人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれ ホ　市、国若しくは他の地方公共団体が経営する企業、独立行政法人等又は地方独立行政法人に係る事業に関し、その企業経営上の正当な利益を害するおそれ

現用文書に対する上記利用制限事由のうち、「審議・検討・協議事項」及び「行政運営情報の一部」については、保護すべき利益がなくなっているものと解されるため、歴史的公文書の利用制限事由からは除外する。

【審議・検討・協議情報】

市の機関並びに国、独立行政法人等、他の地方公共団体及び地方独立行政法人の内部又は相互間における審議、検討又は協議に関する情報であって、公にすることにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に市民の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に不当に利益を与え若しくは不利益を及ぼすおそれがあるもの

←保存期間を経て非現用文書となった時点で、事務及び事業について意思決定行われる際にその適正な意思決定手続の確保という保護利益は既になくなっているものと解され、公にすることにより、意思決定の中立性が損なわれたり、不当に市民に混乱を生じさせることは想定されない。

【行政運営情報】

・契約、交渉又は争訟に係る事務に関し、市又は国、独立行政法人等、他の地方公共団体若しくは地方独立行政法人の財産上の利益又は当事者としての地位を不当に害するおそれがあるもの

・調査研究に係る事務に関し、その公正かつ能率的な遂行を不当に阻害するおそれがあるもの

・人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれがあるもの

←保存期間を経て非現用文書となった時点で、既に事務は終了しており、移管元の事務・事業の適正な遂行に支障を生ずるおそれはない。

その他、情報公開制度にはない制限理由を設定する必要

【寄贈者意思による制限】

・その全部又は一部を一定の期間公にしないことを条件に実施機関以外のものから寄贈されたものであって、当該期間が経過していない場合

←寄贈元の法人等又は個人の意思に配慮し、制限をかけるもの。ただし、列挙されている制限事由（個人情報、法人情報等）以外の理由で永久に公にしないことは想定しない。

【物理的利用制限事由】

・当該歴史的公文書の原本を利用に供することにより、当該原本の破損若しくはその汚損を生ずるおそれがある場合又は当該歴史的公文書を保存する公文書館等において当該原本が現に使用されている場合

←物理的な制約がかかっている場合であり、具体的には①経年劣化等により破損の危険性が高い状態にある場合、②公文書館での保存のために燻蒸や修復の措置を実施している場合、③展示企画等で当該歴史的公文書が使用されている最中である場合が考えられる。②③については、状況の経過により利用は可能になる。